

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市妊婦一般健康診査県外受診等補助金
補助事業等の目標	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条の規定に基づき市が行う妊婦一般健康診査を長野県外の医療機関及び長野県内の助産所において受診する者に対して、受診により母体や胎児の健康を確保するとともに経済的負担の軽減を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市に住所を有する妊婦で、里帰り出産等の理由により、県外の医療機関で受診することが適当であると認められる者及び県内の助産所で受診することが適当であると認められる者
補助対象経費	受診日の属する年度における妊婦一般健康診査に要する費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>妊娠週数及び健康診査の内容に応じ県外の医療機関及び県内の助産所で受診した妊婦一般健康診査に要した費用のうち社団法人長野県医師会と契約した妊婦一般健康診査料に相当する額を上限とする。</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 母子保健法に基づく事業であり、妊婦の健康を確保するためには、補助を行うことが不可欠であるため。</p>
補助事業等の評価	妊婦一般健康診査に要した費用の額を証する領収書をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 21 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	<p>【終期が 3 年を超える場合の理由】 母子保健法に基づく事業であり、妊婦の健康を確保するためには、補助を行うことが不可欠であるため。</p>
情報の公表の方法等	補助事案件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、妊婦一般健康診査を受診する前に、諏訪市妊婦一般健康診査県外受診等補助金交付申請書（様式第 2 号-1）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助金の交付決定を受けた者は、出産後 90 日以内に妊婦一般健康診査に要した費用の額を証する領収書の写しを提出しなければならない。</p>
提出書類	<p>(1) 諏訪市妊婦一般健康診査県外受診等補助金交付申請書（様式第 2 号-1）</p> <p>(2) 妊婦一般健康診査に要した費用の額を証する領収書の写し</p>

	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
<b>担当部署</b>	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康支援係

平成 21 年 4 月 1 日施行

令和元年 11 月 8 日 一部改正（令和元年 11 月 8 日 施行）